

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第7号

2022年12月現在の 園内のマスク着用への考え方

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。
事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。
2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Q uestion

マスクの着用に否定的な保護者への対応方法をどのようにすればよいでしょうか。

コロナ禍がまだ終息していない折ですが、送り迎えやイベントの際に、保護者がマスクを着用しないことがあります。マスクの着用をお願いすると、「それは義務ですか」などと言返されることがあり、対応に困っています。どうしたらよいでしょうか。

送り迎えの
マスク着用は？



A nswer

園の敷地内でのマスク着用の是非については、施設管理権を持つ園が自由に決めて良いものですから、健康被害や感染症拡大の防止という目的のもと、園に出入りする保護者に関してマスク着用を義務としてしまっても問題ありません。

園には施設管理権というものがあります。この施設管理権に基づいて、施設内に出入りする人に対して、何らかの行動を義務付けたり言動を制限できたりすることができます。ただし、施設管理権があるからといって、何でもやって良い訳ではありません。不当な目的で行為を義務付けるようなことはできませんし、過剰な制約を課すということも良くありません。

とはいえ、マスクの着用に関しては、健康被害や感染症拡大防止という正当な理由があるといえますし、マスクの着用はその目的に対して合理的な手段と考えられますから、施設管理権を行使してマスク着用を義務付けるということは、全く問題ないと考えられます。

マスク着用の義務付けにあたり、具体的な運用の基準となるのは、やはり政府の方針でしょう。政府がこう言っているから基本的には従うとするのが、園の運営としては無難になると考えます。

本稿執筆時点で、政府はマスク着用の目安について、①屋外では原則着用不要、ただし2m以上の距離がとれないところで会話をする場合にはマスク着用をお願いする、②屋内では原則マスク着用推奨、ただし人と2m以上の距離がとれて会話をほとんどしない場合にはマスク着用不要、としています。

園の送迎等では、近接した距離での保育者等との会話が不可避であると考えられますので、送迎に来る保護者については、屋内屋外を問わず、マスクの着用を義務付けてしまっても良いでしょう。イベントごと、例えば人との間の距離が取れず声も出してしまうような運動会などでは、屋外であってもマスク着用を義務付けて良いと考えます。

もちろん、今後、政府の方針が変更されることもあるでしょうし、健康上の理由でマスクを着用できない人もいるでしょうから、そういった場合には、園において適切に運用を変更していただくことが必要となってきます。

